共に、 名も町方の町名に拘らず、 又社地・寺地は寺社奉行の裁許にて、町地の外なり。故に町 の裁許と成りたり。右寺社門前並びに惣構番人は、門前肝 番人とも呼べり。 外郭の 惣構堀に 架けたる 橋梁の 番人に 行の裁許にて 人別は 異らす。又總鄰 番人は、或は 總鄰極 種の邸地也。元は寺社奉行の裁許なりしかど、 **貸し渡し、家屋を建てたり。此の邸地は町地の外にて、** 煎・惣樽肝煎とて別に町役人を立て、 いにしへは普請會所の裁許なりしかど、寬文元年より町方 て、惣樽堀の縮方を勤むる番人也。本町・地子町及び武士町 居住せし事知られけり。 小人何人と記載したり。されば延寳の頃までも、其の町に に賜はりし邸地なるよし記錄に見ゆ。延實の金澤圖を見る 餌指町の地には餌指の人々あり、 右橋爪に三・四戸或は五・六戸宛家屋を立て居住す。 又寺社門前地とて、寺院の境内を 徃古よりの儘申し來りし也と云 裁許方を申付けたり。 御小人町の地には御 後には町奉

## 市

舊藩中は 金澤市中を本町・地子町と稱し、 町役の 差等あり

見せんと金澤八町を觸れて、淺野川原にて鐵火を取すまし 打入起請に岸主計をさす。 **聞見雑錄に 云ふ。利長卿の 時於:伏見|笄紛失せしに、** 邊にありと云ふ。安江町・近江町は 其の時代も 今の地なり 城の南際にあり。金屋町は其の時今の金谷門前にあり。松 門の向にあり、堤町は其の時代城内にあり。南町はその時 尾山八町は佐久間氏本町と定める名目なり。是迄は凡て尾 木町・近江町是也。とあり。三州志 來因概覧 附錄に云ふ。 町と云ふ。所謂西町・堤町・南町・金谷町・松原町・安江町・材 博伽雑談に、 て、袋町・博勞町・今町・川原町・大工町・竪町・石浦町、 るなるべし。又博伽雜談に、利長卿の時代半役町七ヶ所と なるべければ、利長卿の時代までも本町をば八町と稱した ぬ。といふ事見んたり。 と。平次按するに、 原町は其の時松原門前にあり。材木町は其の時今の紺谷坂 山町と唱ふと云ふ。所謂八町の中の西町は佐久間氏の時正 七ヶ所と云ふ。 佐久間玄蕃盛政尾山在城の頃の本町を尾山八 とあり。 右尾山八町は是金澤本町の濫觴なり。 金澤八町は、 三州志來因槪覧附錄に云ふ。 依」之加州に歸り、法樂の鐵火を 即ち尾山八町の遺稱 人々

右年中夫骏如。先規,被,仰出,候條、出人之儀、割場奉行切手取(人) 以銀子可、上、之、過上有、之候はゞ、 置、於。御箅用場,遂,勘定、不足有,之候者。一人五分宛之夻を 同前銀子可被下者也。

**萬治二年六月朔日** 

肝

緑三年十一月及び十二月の兩度、 右地子町七町は卽ち半役七ヶ所也。金澤町會所留記に、元 上申書左の如し。 町奉行より舊藩執政席 ^

之所は下発に付、発合段々髙下御座候。髙発の處は、町夫・ 九間一尺二寸に割符仕候。 傳馬銀共に多く當り、 座侯。子細は莬に闘り、商寳多き所は髙莬、商賣左程に無 り多少御座候に付、一間に 何程當りと 申儀、慥難;相極]御 先頃奉,伺候町役之儀御辱御座候。最前如。申上; 本町は町夫 一萬人、傳馬役銀四貫三百八匁定役に而、 下発の處は少分に當り申候。 一間之當りは、 役間五千百七十 町により年によ 年によ

らる。 費に載せたる萬治二年の定費に、 ども舊稱に據りて尙後々まで七ケ所と呼べり。舊藩四冊定 六町は本町に加へられ、新竪町・博馬町・鍜冶町・安江木町・ 廣まるに隨ひ、 袋町・博勞町・今町・河原町・ 竪町・ 石浦町の と呼びたるもの也。さて右袋町以下七町も、追々金澤市中のらる。故に是より本役町を本町と稱し、。伴役町をば七ヶ所 められ、 石引町・御小人町・四丁木町・金屋町の 八町をば 半役町と定 町地なるに依て、役銀を用捨して八町の半額を割當せしめ 按ずるに、 **要屋小路まで戸敷凡て三萬五千餘とあり。といへり。平次** 半役銀とするか。此の時 右町の外、役町 二千軒、地子町 是は尾山八町の本町にて本役銀を出すにより、夫に對して の七街は半役銀と定められ、役銀を出すと也。 四年利長卿越中 富山より 金澤へ 還り 給ふにより、 此の頃袋町・博勞町・今町・河原町・大工町・竪町・石浦町 故に是より本役町を本町と稱し、 是も後に追々加へられ、 右袋町以下七町は、尾山八町の後に建てられし 十八町と成りたり。然れ 按ずるに、 金府殷

本町二拾七町

地子町七

金澤古蹟志

雤